

## 八尾市中古住宅マイホーム取得補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、八尾市補助金交付規則（平成16年八尾市規則第26号）第26条の規定に基づき、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第4条の規定に基づく対策としての補助の実施について必要な事項を定め、中古住宅の取得、若者や新婚、子育て世帯などの支援を行うことで、中古住宅の流通促進及び空家等の発生抑制とともに若年世帯の市外からの転入、定住を促進し、活気のあるまちづくりに資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金 八尾市中古住宅マイホーム取得補助金をいう。
- (2) 補助対象世帯 補助対象住宅等を購入し居住する世帯で、申請時において同一世帯に属する全ての者が満40歳未満であり、かつ、2人以上の世帯員で構成される世帯又は18歳以下の子（母子健康手帳等で出産予定であることが確認できる胎児を含む。）とその親を含む世帯員で構成される世帯をいう。
- (3) 新婚世帯 補助金の交付申請日（以下「申請日」という。）において、婚姻の届出の日又は婚姻関係に準ずる手続きの届出を行った日から1年以内の世帯をいう。
- (4) 子育て世帯 転居日、転入日又は申請日において、義務教育終了前の子（母子健康手帳等で出産予定であることが確認できる胎児を含む。以下同じ。）とその親を含む世帯員で構成される世帯をいう。
- (5) 住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物のうち一戸建ての住宅に該当するもの（店舗その他これに類するものの用途を兼ねる場合にあっては、当該用途に該当する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満であるものに限る。）をいう。
- (6) 空家バンク登録物件 八尾市空家バンク制度実施要綱（平成31年2月27日施行）による空家バンク登録台帳に登録されている建築物をいう。

### (補助対象住宅等)

第3条 補助金交付の対象となる住宅及びその敷地（以下「補助対象住宅等」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす本市内に存する住宅をいう。

- (1) 過去に人の居住の用に供されたことのある住宅で、補助対象世帯が自らの居住の用に供するために取得する住宅であること。ただし、補助対象世帯の構成員の直系尊属から取得する住宅を除く。
- (2) 昭和56年6月1日以降に建築された住宅又は同年5月31日以前に建築された住宅のうち、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第4条第2項第3号に規定する技術上の指針に基づき、耐震改修技術者により木造住宅の耐震性について確認されているもの又は耐震改修により耐震性を確保する予定の住宅であること。
- (3) 建築基準法その他法令に基づき適正に建築された住宅であること。

(補助対象者)

第4条 補助金交付の対象となる者は、次に掲げる要件すべてに該当する者をいう。

- (1) 補助対象世帯の構成員で補助対象住宅等を取得する個人であること。
- (2) 補助対象世帯の構成員が申請日において本市内に転居する前の住宅（共同住宅及び長屋住宅を含む）を所有していないこと。
- (3) 申請日において補助対象世帯の構成員全員が本市の住民基本台帳に記録されていること。  
ただし、特別な事由により、構成員の一部が居住できない場合を除く。
- (4) 補助対象世帯の構成員全員が、本市の市税を滞納していないこと。
- (5) 補助対象世帯の構成員全員が、同一の住宅について、八尾市中古住宅流通促進補助金、八尾市同居支援補助金又はこの要綱に基づく補助金の交付申請を行っていないこと。
- (6) 過去に八尾市中古住宅流通促進補助金、八尾市同居支援補助金又はこの要綱に基づく補助金の交付申請を行っていないこと。
- (7) 補助対象世帯の構成員全員が、八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(補助対象費用)

第5条 補助金の対象は、補助対象住宅等の取得に要した費用（以下「住宅取得費用」という。）とする。

(補助金の額)

第6条 市は、補助金額は補助対象住宅等の取得費用に10分の1を乗じた額と30万円のいずれか少ない額とし予算の範囲内で交付するものとする。ただし、次に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に定める金額を加算した額を上限とする。

- (1) 補助対象世帯に属する全ての者が、補助対象住宅等に居住する直前に1年以上継続して市外に居住していた場合 50万円
- (2) 補助対象世帯が新婚世帯又は子育て世帯で義務教育終了前の子がいる場合 5万円
- (3) 補助対象世帯が子育て世帯であり、義務教育終了前の子が3人以上いる場合 5万円
- (4) 補助対象世帯の主たる生計者が八尾市内に在勤している場合 5万円
- (5) 空家バンク登録物件を取得した場合 5万円

(事前登録)

第7条 補助を受けようとする者は、補助対象住宅等の取得に係る契約前に事前登録を行わなければならない。

- 2 事前登録は、事前登録書（様式第1号）の提出又は八尾市電子申請システムにより行うものとし、次の各号に定める項目を登録するものとする。
  - (1) 申請予定者の氏名、連絡先及びメールアドレス
  - (2) 申請予定補助対象世帯の人数、構成、世帯全員の年齢及び氏名
  - (3) 事前登録時における居住地及び当該居住地での在住期間

- 3 前項の規定による事前登録の有効期限は、次の各号に掲げる期間に事前登録を行った場合、それぞれ当該各号に定める日を有効期限とする。
  - (1) 4月1日から9月30日までに事前登録を行った場合 9月30日
  - (2) 10月1日から3月31日までに事前登録を行った場合 3月31日
- 4 前項第1号に掲げる期間に事前登録を行った者で有効期限が満了した場合、前項第2号に掲げる期間において、再度事前登録を行うこと（以下「再登録」という。）を妨げない。この場合において再登録が、補助対象住宅等の取得に係る契約後であっても契約前に事前登録を行ったものとみなす。

#### （事前協議）

第8条 独立行政法人住宅金融支援機構の提供する住宅ローン【フラット35】地域連携型の申込みを理由として、【フラット35】地域連携型利用対象証明書の交付を受ける者は、補助対象住宅等の取得に係る契約前に、事前協議書（様式第2号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による事前協議書の提出を行った者は、前条第1項に規定する事前登録を行ったものとみなす。ただし、前条第3項及び第4項については適用しない。

#### （補助金の交付申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、取得した補助対象住宅への転居又は転入後、事前登録の有効期限内に補助金交付申請書（様式第3号）及び誓約書（様式第4号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

#### （決定）

第10条 市長は、前条の規定により申請書を受受理したときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第5号）により、当該申請者に対し通知するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、当該申請者に通知するものとする。

#### （補助金の交付の条件）

第11条 市長は、前条第1項の規定による補助金の交付を決定する場合において、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助金の適正な執行を期するために、市長が補助金の交付申請その他の必要な事項について確認及び検査を求めたときは、これに協力すること。
  - (2) 補助対象世帯が補助対象住宅に5年以上居住すること。ただし、療養、転勤又は通学のため、世帯の一部又は全部が転居又は転出をする必要が生じたとき、その他市長がやむを得ないと認めるときはこの限りでない。
- 2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、他の条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第12条 第10条第1項の補助金交付決定の通知を受けた者は、交付決定通知書の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定通知書を受け取った日から20日以内に補助金交付申請取下届(様式第7号)を市長に提出することができる。

2 市長は、前項の規定による補助金交付申請取下届の届出があったときは、第10条第1項の補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

(補助金の交付)

第13条 申請者は、第10条第1項の規定による補助金の交付決定の通知を受けたときは、速やかに請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に対し補助金を交付するものとする。

(取消し)

第14条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不相当であると認められるとき。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により申請者に対し通知しなければならない。

(返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、返還命令書(様式第10号)により、補助金の交付を受けた者(以下「被交付者」という。)に期限を定めて補助金の返還を命じるものとする。

(加算金及び延滞金)

第16条 被交付者は、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金(その額が100円未満又は100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を市に納付しなければならない。

2 被交付者は、補助金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算

した延滞金（その額が100円未満又は100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を市に納付しなければならない。

- 3 市長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、被交付者の申請に基づき、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。
- 4 被交付者は、加算金又は延滞金の全部又は一部の免除を申請しようとするときは、補助金加算金・延滞金免除申請書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

#### （届出義務）

- 第17条 申請者は、第11条第1項第2号本文に掲げる条件に該当しない事由が生じたときは、変更届（様式第12号）を速やかに市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の変更届を受けたときは、変更承認通知書（様式第13号）又は補助金交付決定取消通知書により、申請者に通知するものとする。
- 3 前項の補助金交付決定取消通知書を交付された者は、第15条の規定により、市長が定める期日までに当該補助金を返還しなければならない。

#### （財産処分の制限）

- 第18条 申請者は、補助事業により取得した財産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は貸し付けてはならない。ただし、当該補助金を返還したとき又は補助金の交付を受けてから5年を経過したときは、この限りでない。

#### （指導）

- 第19条 市長は、補助事業の適正かつ円滑な執行を図るため、必要があると認めるときは、申請者に対し報告を求め、必要な指導及び助言をすることができる。

#### （関係書類の整備）

- 第20条 申請者は、補助事業に関する書類及び帳簿等の関係書類を整備し、補助金の交付決定を受けた年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

#### （委任）

- 第21条 この要綱の施行について必要な事項は、別に市長が定める。

#### 附 則

##### （施行期日）

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

#### 附 則

##### （施行期日）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。